

## 随意契約理由書

### 工事現場責任者認定資格及び保安規制実技講習管理業務（2025年度）

本業務は、「工事現場責任者認定制度」（※）において定められている工事現場責任者を認定するための講習会および認定試験を実施すると共に、制度に規定される保安規制実技講習を実施するものである。その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の安全管理、保安規制に関する基準・規定や阪神高速道路の構造特性、交通特性及び情報セキュリティマネジメントに精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、継続的な講習運用による技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。

阪神高速技研㈱は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の安全管理、保安規制に関する基準・規定や阪神高速道路の構造特性、交通特性及び情報セキュリティマネジメントを熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、過年度から講習会や実技講習の継続的な運用による技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。

よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。

以 上

※「工事現場責任者認定制度」：供用中の阪神高速道路上において実施する保安規制の安全性の一層の向上、及び迅速な作業による交通規制時間の短縮や渋滞の緩和等を指揮する工事現場責任者を育成することを目的として、当社が独自に制定した制度であり、工事現場責任者の認定は、認定証の発行をもって当社が行う。